

# メキシコ

- I. 2002年の動向
- II. 雇用管理
- III. 賃金
- IV. 労働時間・休日・休暇
- V. 福利厚生
- VI. 労使関係
- VII. 労使関係法制
- VIII. 労働行政
- IX. 社会保障
- X. 日本企業のための情報

1. 国名	メキシコ合衆国 United Mexican States
2. 人口	9748万人(2000年第12回センサス)
3. 実質経済成長率	0.99%(2002年第3四半期、前年同期比)
4. GDP	5兆7718億ペソ、6178億ドル(2001年、暫定値)
5. 1人当たりGDP	6030ドル(2001年、暫定値)
6. 経済活動人口	3963万人(2000年)
7. 完全失業率*	2.99%(2002年第3四半期主要45都市部、労働 社会保障省、「労働統計」)
8. 日本の直接投資額	55億円(2001年度)
9. 日本の直接投資件数	3件(2001年度)
10. 在留邦人数	3803人(2001年10月)

\* メキシコにおける完全失業率(TDA)とは、経済活動人口のうち調査時に1週間にわたって働かなかったものの率である。完全失業者に最低賃金以下で働いた人を加えた率TIIDは、9.8%(上記と同様の出所)である。また、メキシコ社会保障庁IMSSの加入者数などから推定すると、経済活動人口の約半数はいわゆるインフォーマルセクターに属していると考えられる。

## I. 2002年の動向

### 1. 経済の失速と失業率、賃金水準の悪化

2000年においてGNP6%台の経済成長を記録していたメキシコ経済は、2001年にはマイナス成長となり、2002年第1四半期では前年同期比-2%であった。その後若干の回復を見せ第3四半期には1%台になったものの、メキシコ経済の失速は明らかである。米国における景気後退が第1の要因である。メキシコ経済の米国経済依存がいっそう深まっていることを背景としている。第2に、かつて経済成長の牽引力となっていたマキラドーラへの企業進出が鈍化したことによる。賃金水準の国際的比較優位の悪化によってマキラドーラ進出企業のアジアへの移転が進んでいる。

これらの点については、星野妙子「メキシコ：アルゼンチン危機より米国の景気」(参考文献参照)が詳しく論じているので参照されたい。

メキシコ経済の失速に伴って失業率も増大している。

メキシコ統計局(INEGI)によれば2001年9月から1年間で約14万5000の雇用が失われた。特に、シウダー・フアレスなどマキラドーラ地区における雇用状況は2002年に入ると急激に悪化した。

さらに最低賃金についてもインフレ率を下回る改訂しか行われなかった。全国最低賃金委員会は2001年末、5.78%増の決定を下したものの、2001年の消費者物価上昇率は6.4%であり、長年にわたる購買力水準での最低賃金の低下はいっそう深刻なものとなった(最低賃金の項参照のこと)。

### 2. 電力事業への民間参入問題

電力会社の国営化42周年記念日の9月18日、電力会社の民営化に反対する集会が独立系労働組合「メキシコ電力労働者組合(SME)」、野党民主革命党(PRD)などによって大規模に開催された。電力事業の公営は、現行メキシコ憲法27条、28条を根拠にしている。フォックス政権はこれらの条項の改正を含む、民間資本の電力

事業への参入を認める法案を提出した。上院電力改革小委員会などにおいて審議が開始された。最大会派である制度的革命党上院議員の多数は改正に反対しているといわれているが、必ずしも一枚岩ではない。2002年通常国会中での成立が目指されたが、結局2003年臨時国会に持ち越された。企業調整委員会(CCE)会長ランヘル・ドメーネは、電力事業改革が2003年最大の課題であり、改革によって技術面での近代化とかなりの外資流入が期待できると述べている。

制度的革命党(PRI)政権下であった1998年にも民営化が政府によって唱えられたが、SMEなどによる大規模な反対集会の成功により阻止された経緯がある。電力労働者組合には、旧政府系「労働会議(CT)」の構成メンバーである民間参入に賛成するSUTERMもある。

電力事業民間参入問題と次に述べる労働法改定問題は、メキシコ革命憲法の最大の特徴だとされてきた条項(27条、123条)の改定につながるものである。27条については、1992年にエヒード制などついて一部改定が行われているが、上記の改定が行われた場合、既存体制の変更がさらに加速することになる。

### 3. 連邦労働法(Ley Federal de Trabajo)改正問題

現行労働関連法(メキシコ憲法第123条およびメキシコ連邦労働法)の改正を審議するための、政府代表、労働組合代表、経営者団体代表からなる三者委員会(2001年創設)は、2002年においても存続した。労働組合代表には独立系組合の連合組織「労働者全国連盟(UNT)」からも選ばれていた。しかし、同委員会はUNTとの意見調整に失敗、社会保障相アバスケルを中心として旧政府系労働組合の連合組織「労働会議(CT)」と経営者団体の合意に基づいて改正法案が提出された。雇用に当たって180日間の試用期間を認めるなど、経営側の要求をくむ内容となっている。一方、UNTは野党民主革命党(PRD)と協力して、仲裁調停委員会の廃止などを盛り込んだ独自の改正案を用意している。

これらの法案は12月時点で下院の審議に付されていない。上記電力事業への民間参入問題が、労働関係で

最も重要な政治課題となっているためだとされている。

### 4. エルナンデス・フアレスのPRI離党

独立系労働組合メキシコ電話労働者組合(STRM)の委員長であり、UTNの代表の1人でもあるエルナンデス・フアレスが、制度的革命党(PRI)を離党した。フアレスは、サリナス政権下における国営電話会社の民営化に当たって、労働組合を率いて推進した人物である。

### 5. ペメックスゲート(Pemexgate)

メキシコ国営石油会社ペメックスの労働組合である「メキシコ石油労働者組合(STPRM)」に関連するスキャンダルが発覚した。2000年の大統領選において、同組合を經由してペメックスの資金1億ペソが当時の政権政党であった制度的革命党(PRI)の大統領候補ラバスティーダの選挙キャンペーンに流用されたというものである。この事件に関連して1人が逮捕されたが、関与した者の多くが国外に逃がれている。STPRM委員長のカルロス・ロメル・デスチャンプス(PRI上院議員)にも嫌疑がかけられている。

## II. 雇用管理

### 1. 採用慣行

マキラドーラにおいては、離職率が非常に高い。週5%に上ることもまれではない。したがって、常時採用活動を行わなければならない状況にあるが、同時に多くの求職者が常に機会を窺っているので補充は困難ではない。一般労働者の採用に当たっては、労働組合との協約によらない場合、就労者個人との間で、業務内容と労働条件を明記した書面による労働契約が必要とされる。しかし、実際には、この義務を怠っている使用者も多い。労働組合が組織されている時には、採用に当たって労働組合の影響力が大きい場合もある。

### 2. 雇用形態

パートタイマー規定は存在しない。労働法では、労働

契約は1日の労働時間が第1シフトの場合8時間(第2シフト、第3シフトでは7時間)を超えないかぎり、労働時間を自由に設定できる。別項で述べるように、自由意志による上記規定時間を超える残業分には割増賃金が定められている。

無期間雇用を原則としている。短期労働契約(*eventuales*)は、次の場合に限り、1日から60日までに限定されて認められている。ただし、更新は可能である。①建築など期限が定まっている仕事、②季節労働、③船舶労働、④芸術家および運動選手の雇用、⑤医学生、⑥代替労働。

### 3. 解雇(懲戒解雇、整理解雇の場合の手続き)

#### (1) 懲戒解雇

書面での通知が必要とされる。従業員が同意しない場合、地方調停仲裁委員会への提訴が行われる。懲戒解雇の事由として労働法は、正当な理由(例えば、月3回の不正な欠勤)を列挙して求めており、労働契約にその旨が記載されることがほとんどである。

#### (2) 整理解雇

退職手当の給付を行うことが求められる。退職手当は以下のとおりである。人員過剰の場合には給与3カ月分、新規設備の導入あるいは労働手順の変更による場合には給与4カ月分および就労期間に基づく増額。

なお、メキシコには失業保険制度はない。

### 4. 定年

定年資格は一般的に65歳で与えられる。

## III. 賃金

### 賃金法制

#### (1) 支給方法

肉体労働の場合最低、1週間に1度、その他の場合2週間に1度、賃金が払われる。後者の賃金は、*quincena*(15日分の賃金の意味)と呼ばれている。慣例として金曜

日が支給日である。通常、個人の銀行口座に振り込まれ、労働者には給与明細が渡される。

#### (2) 残業割増率

労働法は、最初の3時間については2倍、また週9時間以上の残業分については3倍の時給の支払いを義務づけている。

#### (3) 賃金以外の報酬

労働法は、12月20日以前に、日給15日分に相当するボーナス(*Aguinaldo*)支給を義務づけている。また、憲法123条A節第9項に基づいて、企業収益の一部(8%から10%程度)が労働者に分配される。その分配率は、全国利益配分委員会(使用者、労働組合、政府の三者で構成)が決定する。

#### (4) 最低賃金

憲法123条A節第6項では、本人およびその家族が、子どもの義務教育の提供を含めて最低限の物質的、社会的、文化的生活を維持できるように最低賃金を定めるよう求めている。また、業種ごとの最低賃金設定も求めている。三者で構成する全国最低賃金委員会によって最低賃金が定められる。

2002年の地域別最低賃金は、日額38.30ペソから42.15ペソである。

メキシコ大学院大学のボルツビニックは、1980年において最低賃金の約2倍で必要物資が購入できたが、現在では最低賃金の約7倍が必要だと指摘している。現在、経済活動人口の約10%が最低賃金以下、12.4%が最低賃金、29.6%が1倍から2倍の収入しかない。労働組合側のある研究機関では、1家族の生活を支えるためには、最低賃金の3.7倍が必要だとしている(*Mexican Labor News and Analysis*, February-March, 2002, Vol.7, No.2より)。

## IV. 労働時間・休日・休暇

### 1. 労働時間・週休

第1シフトの場合8時間(第2シフト、第3シフトでは7時間)までとされている。週1日の有給休暇が義務とされる。ただし、週2日休日を実現するため、土曜日分の労働時間を週日に分散することが労働調停仲裁委員会の承認を条件に認められている。1労働日につき、最低30分の休憩が義務づけられている。また、日曜日の労働に対しては25%の割増賃金が払われる。

### 2. 法定祝日

週1日の有給休暇のほか、以下の法定祝日も有給休暇と定められている。

1月1日	新年
2月5日	憲法記念日
3月21日	ベニート・フアレス誕生日
5月1日	メーデー
9月16日	独立記念日
11月20日	革命記念日
12月25日	クリスマス

### 3. 法定有給長期休暇(バケーション)

就労期間1年	→ 1週間以上
就労期間1年から4年	→ さらに就労期間1年について2日
就労期間5年以上	→ さらに就労期間5年について2日

役職者はこれ以上の長期休暇を取ることが一般的である。法で定められた長期休暇については、賃金支払いを条件に権利を奪ってはならないとされている。さらに、この間の賃金は、通常の25%増し相当分と定められている。

### 4. 慣習としての休日

法定祝日以外に、一般に祝日となっている日がある。聖週間(3月下旬から4月上旬)、人種の日(10月12日、コロンブスがカリブ海の島に到着した日)、死者の日(11月2日)。

## V. 福利厚生

労働法では、労働者の耐久消費財購入について信用供与や割引を行うよう求めている。その目的のために、労働者消費推進保証基金(FONACOT)が設けられ、賃金から直接の天引きができるようになっている。

労働力確保や福利厚生のため、各企業は独自の利便を供与する場合がある。マキラドーラでは、離職率が高いため、以下のような利便供与が行われることも多い。就労時一時金、食料クーポン券の配布、工場内食堂の無料化あるいは一部補助、労働者紹介に対する一時金、慶弔金、生命保険や労災保険への加入、社内行事の開催など。

## VI. 労使関係

### 1. 国レベルの概況(組合数、組織率、争議件数)

#### (1) 組織率

ILOの公表している数字では、1991年賃金労働者のうち42%だとしている(<http://www.ilo.org/>)。米国国務省の1999年人権レポートでは、25%だとされている([http://www.state.gov/www/global/human\\_rights/1999\\_hrp\\_report/mexico.html](http://www.state.gov/www/global/human_rights/1999_hrp_report/mexico.html))。また、メキシコを代表する労働運動研究者テラガルサによれば、2001年時点における組織労働者数は510万人であり、総労働力人口の18.9%に当たる。労働協約数のうち約8割がCTM組織であり、独立系は組織労働者数の17%を占めている(<http://ist-socrates.berkeley.edu/>; Center for Latin American Studies, University of California, Berkeley, 会報)。組織率には地域差がある。マキラドーラ進出地域でも、ティファアナは組合組織率が低く、マタモ羅斯は高い。

労働組合は、大きく分けて、モンテレイ地域の大企業で一般的な「企業労働組合」の場合と全国的労働団体傘下の組合とがある。前者では労資協調が基本となっている。後者の場合、経営側との関係は様々である。次項、主要な労働団体の項を参照のこと。

## (2) ストライキ件数

労働調停仲裁委員会で合法と認められたストライキ件数は43件である(2002年暫定値、労働社会保障省)。ただし、ストライキ調停の件数は6042件あった。

## 2. 主要な全国的労使団体の概要

### (1) 主な旧政府系労働団体

メキシコ労働同盟 (Confederación de Trabajadores de México: CTM)

1936年結成のメキシコ最大の労働者団体。制度的革命党 (PRI) 労働部会最大の構成メンバーである。

メキシコ労働会議 (Congreso de Trabajo: CT)

1966年、政権政党である制度的革命党 (PRI) とほぼ一体である労働諸団体がCTMを中心にして結成した。公務員労働組合連合 (FSTSE)、メキシコ労働者地域連盟 (Confederación Regional de Obreros Mexicanos: CROM)、労働者農民革命連盟 (Confederación Revolucionaria de Obreros y Campesinos: CROC) などが主要構成団体である。PRIの労働経済政策を労働者組織の要望と調整する役割を果たしている。結成以来、PRIの労働部門割り当て下院議員は、CTメンバーから選ばれている。また、労働運動における紛争の内部調整機能を行っている。フォックス政権成立後、CTからUNTへ移る組合もあり、勢力は縮小傾向にある。

### (2) 主な独立系労働団体

メキシコ電話労働組合 (STRM)

メキシコ電話会社の労働組合であるSTRMは、サリナス政権によるメキシコ電話会社の民営化政策に協力した。サリナス政権は、民営化に当たって組合の経営参加を保証し、株式の4.4%がSTRMに割り当てられた。エルナンデス・フアレスが書記長。

労働者全国連合 (Unión Nacional de Trabajadores: UNT)

1997年、CTに批判的な独立系の130労働団体によって結成された。STRM、FAT (真性労働戦線: Frente Antentico del Trabajo)、SNTSS (社会保険庁労働者全国組合: Sindicato Nacional de los Trabajadores del Seguro

Social) などが主要な構成団体である。国営企業の民営化など政府の新自由主義経済政策に反対し、NAFTAの見直しを求めている。会長はSTRMのエルナンデス・フアレス(公称150万人)。

### (3) 主な経営者団体

メキシコ経営者連盟 (Confederacion Patronal de la Republica Mexicana: COPARMEX)

工業会議所連合 (Confederacion de Camaras Industriales: CONCAMIN)

## VII. 労使関係法制

### 1. 労働基本権

#### (1) 団結権

メキシコ憲法第123条A節第16項。労働法では事前の当局の承認なく労働組合の結成が保証されるとされている。しかし、実際に労働者を代表すると認められ、団体交渉権を持つためには、法的地位を獲得する必要がある。労働法364条では、結成の条件として20人以上とし、さらに365条では労働省あるいは地方労働調停仲裁委員会 (JLCA) (業種部門によって提出先が異なる) に必要書類 (メンバーのリストなど) を提出して登録することが求められる。

この手続きがしばしば悪用され、現状では労働組合結成の自由が脅かされる場合がある。政治的判断のために承認が引き延ばされたり、書類の信憑性の判断が必ずしも的確に行われないからである。特に後者の場合、対抗する労働団体から架空の書類が提出される場合や、組合総会での役員選出が経営側や警察の監視の下に公開投票で行われることもあり、従来から、旧政府系労働組合の介入が問題とされていた。

#### (2) ストライキ権

ストライキを行うには、連邦労働調停仲裁委員会に申し出なくてはならないと労働法は定めている。労働調停仲裁委員会においてストライキが合法的と認められな

かった場合、労働者は24時間以内に職場復帰しなければならない。

### (3) 団体交渉権

登録が認められた労働組合は団体交渉権を持ち、労働協約を結ぶことができる。労働協約には、クローズドショップ制に伴う「排除条項」が記載されることが多い。

## 2. 不当労働行為

憲法123条第27項に、労働契約に記載されていても、無効となる事項が列挙されている。

## 3. 争議調停制度

労働者個人および組合からの申し出により、使用者、労働組合、連邦あるいは州政府の各代表から構成される各労働調停仲裁委員会において、すべての紛争が処理される。和解が成立しない場合、正式な仲裁が行われる。労働調停仲裁委員会の決議は最終決定であり、構成メンバーの3分の2以上の賛成が必要である。

## VIII. 労働行政

労働関連行政機関は労働社会保障省である。

### (1) 雇用の平等

性、国籍にかかわらず、同一労働同一賃金が定められている(憲法第123条第7項)。労働法では、さらに人種、年齢、宗教、信条による差別を禁じている。

女性：妊娠中の女性労働者に対して健康を害すると考えられる過度な労働の強制が禁止されている。産前6週間、産後3週間の産休(有給)が定められており、さらに授乳期においては、1日2回の特別休憩をそれぞれ最低30分与えることと定められている(憲法第123条第5項)。また、午後10時以降の就労が禁止されている。産休時の賃金は、その一部がIMSSによって支払われる。

若年者：14歳以下の労働は禁止されている。16歳以

下若年労働者の最大労働時間は6時間である(憲法第123条第3項)。また、健康を害する恐れがあるかまたは危険な労働、夜間の工業労働、10時以降のすべての労働が禁止されている(憲法第123条第2項)。

外国人：外国人労働者の採用は、各経営体の総労働力の10%までとされている(労働法第7条)。さらに技術者、専門職についてはいくつかの例外を除いてメキシコ人とする定められている。また、企業が利用する医師はすべてメキシコ人でなければならない。ただし、社長、支配人、管理職については、メキシコ人以外の雇用が認められている。

身障者：身障者保護に関する規定は連邦労働法にはないが、ほとんどの州では州法によって保護規定を設けている。

### (2) 安全衛生に関する使用者の義務

憲法第123条A節第14、15項において、職場の安全衛生確保が使用者に義務づけられている。

### (3) 能力開発

憲法第123条A節第13項において、使用者に労働者の能力開発が義務づけられている。また、失業者に対して最低賃金分を新規技能獲得のための奨学金として与える制度“Becas de capacitación para los empleados”がある。2000年には、59万人×月が対象となった(2000年暫定値、労働社会保障省)。

## 労働法制の概要(法律名と目的規定等の概要の紹介)

### (1) メキシコ合衆国憲法第123条

すべての個人の働く権利をうたい、雇用の創出と労働条件の社会的整備を目的として施行された。第123条は、世界でも、最も早い時期に労働諸権利を定めた条項として有名である。1917年に施行された後、何回かの改訂が行われている。

家内労働、手工業を含めた一般労働について定めたA節全31項と、連邦公務員について定めたB節全14項か

らなる。日本国憲法に比べ、労働者の権利が詳細かつ具体的に規定されている。8時間労働や14歳未満労働の禁止、労働基本権、最低賃金の制定と決定基準、労働者住宅確保義務などが定められている。

### (2) 連邦労働法 (Ley Federal de Trabajo)

憲法第123条A節に基づいて施行。

### (3) 連邦公務員法 (Ley Federal de los Trabajadores al Servicio al Estado)

憲法第123条B節に基づいて施行。

## IX. 社会保障 (拠出率、保障内容)

使用者は、以下の社会保障制度に、労働者賃金の約28%を拠出している。

メキシコ社会保障庁 (IMSS) が、社会保険法 (Ley del Seguro Social) に基づき、労災保険、健康保険、年金受給者健康保険、退職・老齢失業・老齢保険、保育所・福利厚生給付保険、障害・生命保険を管轄する。公務員を除く一般労働者の加入が義務づけられている。1000万人以上が加入し、国民の約半数をカバーしている。拠出率は、使用者70%、労働者25%、国5%。

IMSSは、病院、診療所を運営している。医療費は処方薬を含めて無料である。

このほか連邦公務員を対象とする国家公務員社会サービス保障庁 (ISSTE) がある。人口の約1割をカバーしている。

### (1) 年金貯蓄制度 (Fondo Ahorro)

退職・老齢保険は、全面的積み立て方式が採用されている。IMSS加入者は、指定された13社 (2000年) の年金基金運営会社に個人口座を開設することになる。労働者賃金の2%を使用者が拠出。国家拠出金、社会拠出金 (最低賃金日額の5.5%を加入日数に応じて拠出)、そのほか労働者自身による任意積み立てがある。これに基金運用収益が加わる。年金受給年齢は65歳である。

年金受給のための保険金拠出期間は最低1250週である。この制度に関しては、谷洋之「メキシコ社会保険公社 (IMSS) 改革：年金制度を中心に」(参考文献参照) が詳しい。

### (2) 全国労働者用住宅基金庁 (INFONAVIT)

住宅の取得を容易にするため、低利融資を行っている。労働者賃金の5%を使用者が拠出。

### (3) 失業保険

日本の失業保険に当たるものはない。ただし、60歳以上に対して高齢失業保険がIMSSの管轄で行われている。また、別項で指摘したように、失業者に対して最低賃金分を新規技能獲得のための奨学金として与える制度“Becas de capacitación para los empleados”がある。2000年には、59万人×月が対象となった (2000年暫定値、労働社会保障省)。

### (4) 労働災害保障

IMSS加入者の場合、IMSSの病院、診療所での医療費は無料である。また、労働災害による疾病のため失われた賃金分についてもIMSSが保障することになっている。疾病状況の認定はIMSSの医師によって行われる。

## X. 日本企業のための情報

これまでの項で明らかなように、メキシコにおける労働状況は、その歴史的背景、特に国家との関係において欧米の状況とは大きく異なっている。労働法制のグローバルスタンダード化の課題が政府によって現在提起されているものの、企業進出に当たっては現行メキシコ労働法制についての特別の理解が必要である。また、労働運動における地域差が激しい。したがって個別進出地域の労働状況を事前に調査する必要がある。

さらに、メキシコ労働者の労働観、生活習慣への理解も欠かせない。一般的に言えば、個々の労働者は労働第1主義ではなく、家族生活を第1に考える傾向が強い

といわれている。企業に対する帰属意識は一般に弱く、特にマキラドーラにおいては、労働条件が少しでもよい工場に簡単に移る傾向がある。

現在、多くの日系企業が進出している。進出状況については、日本貿易振興会 (JETRO) メキシコセンターのホームページ (<http://www.jetro.org.mx/>) で参照できる。

・進出状況の概要 (出所: 上記ホームページ)

メキシコ進出日系企業数

(1999年11月、大使館、ジェットロ、商工会議所調査)

進出企業総数: 328社 (1997年12月調査時305社)

うち現地法人: 304社 (同265社)

うち駐在員事務所: 24社 (同39社)

うち製造業: 246社 (203社)

参考文献、ホームページ:

憲法123条のほか連邦労働法などすべての連邦法は下院議会のホームページで閲覧できる。

<http://www.cddhcu.gob.mx/leyinfo/>

労働統計、経済統計は

<http://www.stps.gob.mx/> (労働社会保障省)

<http://www.inegi.gob.mx/> (統計地理庁)

労働運動の現状については、独立系労働組合の視点から次のニュースレターが出されている。

[http://www.ueinternational.org/MEXICAN\\_LABOR\\_NEWS\\_AMALYSIS](http://www.ueinternational.org/MEXICAN_LABOR_NEWS_AMALYSIS)

<http://www.maquilasolidarity.org/Maquilas/EPZs>

経済状況一般については定期刊行レポートがある。

LATIN AMERICAN MEXICO & NAFTA REPORT (月刊)

メキシコ労働法制の概要については、次の論文がポイントをまとめている。このページの労働法制の部分については、これを参照

した。

Richard A Posthuma; Dworkin, James B; Torres, Veronica; Bustillos, Diana L. "Labor and Employment Laws in Mexico and the United States: An International Comparison." *Labor Law Journal*, vol. 51, no. 3, Fall 2000. 95-111

メキシコの社会保険制度については、

谷洋之「メキシコ社会保険公社 (IMSS) 改革: 年金制度を中心に」宇佐見耕一編『ラテンアメリカ福祉国家論序説 (第6章)』日本貿易振興会 アジア経済研究所、2001年

メキシコにおける労働運動・国家関係の諸特質については、次の研究が代表的である。

Kevin J. Middlebrook, *The Paradox of Revolution: Labor, the State, and Authoritarianism in Mexico*, John Hopkins University Press, 1995

米務省1999年メキシコ人権レポートでは、労働関係も扱われている。  
[http://www.state.gov/www/global/human\\_rights/1999\\_hrp\\_report/mexico.html](http://www.state.gov/www/global/human_rights/1999_hrp_report/mexico.html)

次に挙げる日本語文献では、出版年の関係から現状を反映してはいないが、メキシコ労働法制、メキシコの労働国家関係などについての解説が参考になる。岡部編には憲法123条が翻訳されている。

・外務省経済局編『世界各国経済ハンドブック1 (1978年改訂版) メキシコ』日本国際問題研究所、1978年

・岡部広治編『メキシコ: 経済と投資環境』アジア経済研究所、1969年

・アメリカ合衆国労働省労働統計局海外労働事情調査部編『メキシコ国の労働法とその実際』(ラテン・アメリカ労働事情シリーズ) ラテン・アメリカ協会、1966年

現代メキシコの外資政策およびマキラドーラの現状については次の日本語文献がある。

谷浦妙子『メキシコの産業発展: 立地・政策・組織』日本貿易振興会、アジア経済研究所、2000年

2002年のメキシコ経済状況については以下を参照。

星野妙子「メキシコ: アルゼンチン危機より米国の景気 (特集・アルゼンチン危機とラテンアメリカ経済)」『ラテンアメリカ・レポート』Vol.19, No.2, アジア経済研究所、2002年